

長時間労働是正のための社内ルールの遵守徹底

フローリッシュ社労士事務所
 (一社)名北労働基準協会専門相談員
 特定社会保険労務士・シニア産業カウンセラー

所長

新美智美

がら雑談をするなど、しばらく帰らない従業員はいな

るようにしてください。

また、案外見落としがちなのが、電車が混むなどの理由で、上司の命令がないにも関わらず早朝出勤をする従業員への対応です。中には静かで落ち込んでいる従業員がいます。

ができるからと始業前から仕事をする従業員もいます。この場合、上司が業務を止めようとした場合は、「暗黙の了解」として労働時間とみなされる可能性があります。

従業員には「早朝

出勤」をしないよう指導し、やはり「暗黙の了解」として労働時間とみなされる可能性があるため、注意しましょう。

従業員は「労働時間とし

て申請していないので問題

ない」と思っているかもし

れませんが、それにより申

請された労働時間とタイム

カードの時間が乖離してし

まうと、労働基準監督署の

調査が入った場合に理由を

追及される可能性もあります。

仕事が終わったら速や

かに退社することをルール

に盛り込み、残っている従

業員には指導をしましょう。

長時間労働を是正するた

めに社内で確立・遵守して

いただきたいルールを3つ

ご紹介します。

(1)時間外労働の命令・許可に関するルール

時間外労働は、上司の命令に基づき実施することを基本とします。従業員が、時間外労働を行う必要があると判断した場合は、事前に時間外労働申請書を提出させ、承認のあつた時間外労働のみ認める取り扱いにします。時間外労働申請書には、予定時間帯、時間外に行う業務、時間外労働を行う理由等の項目を設け、毎回上司が承認印を押すようにします。上司が不在の場合のルール(上位、下位役職者を代理者とする、携帯・メールなどで連絡す

る等)も決めておきましょう。事後に申請書の提出を認めると取り扱いはルールを形骸化させてしまう恐れがあるため、最小限にとどめ

るようにしてください。

従業員が申請書を提出せず、無断で行つた時間外労働に対する手当は原則支給する必要はありません。た

だし、申請書を提出せずに残業している従業員を把握しながら放置した場合、ま

たは残業を行わないと業務処理ができない場合は「暗黙の了解」として労働時間とみなされる可

能性があります。

この場合、上司が業務を止めようとした場合には、や

はり「暗黙の了解」として労働時間とみなされる可

能性があります。

従業員には「早朝

出勤」をしないよう指導し、やむを得ない理由で早く来る場合は休憩室などで待機することをルール化してく

ださい。

なお、始業前から業務を行つている従業員に始業直前にタイムカードを押すよう指導することは、サービス残業の助長になり

ますので慎んでください。

ますので慎んでください。

(3)適正な労働時間管理を行う為のルール

厚生労働省から出ている「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措

置に関するガイドライン」

等を管理監督者にも理解し

てもらい、労働時間の間違

った申告や過少申告がなさ

れないよう、しっかりと勤

務状態をチェックする必要

がある旨、周知徹底してく

ださい。



社内ルールの
遵守徹底!

れるようになります。

従業員は「労働時間とし

て申請していないので問題

ない」と思っているかもし

れませんが、それにより申請された労働時間とタイム

カードの時間が乖離してし

まうと、労働基準監督署の

調査が入った場合に理由を

追及される可能性もあります。

仕事が終わったら速や

かに退社することをルール

に盛り込み、残っている従

業員には指導をしましょう。

長時間労働を是正するた

めに社内で確立・遵守して

いただきたいルールを3つ

ご紹介します。

長時間労働を是正するた

めに社内で確立・遵守して

いただきたいルールを3つ

ご紹介します。